

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---|----|----|---------|---|----|----|---------|
| 別表第1（第2条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料 | | | | 別表第1（第2条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料 | | | |
| 事務 | 名称 | 金額 | 指定試験機関等 | 事務 | 名称 | 金額 | 指定試験機関等 |
| 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の風俗営業の許可 （1） ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。）第7条の営業について許可を受けよ | | | | 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「法」という。）第3条第1項の風俗営業の許可 （1） ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下この表において「政令」という。）第7条の営業について許可を受けよ | | | |

| | | | | | |
|--|-----|---|--|-----|---|
| <p>うとする場合 ア 3月以内の期間 を限って営む営業</p> | [略] | <p><u>16,000円</u> (営業所に設置する遊技機に認定を受けない遊技機があるときは、<u>遊技機</u>1台ごとに知事が別に定める額を加算した額)</p> | <p>うとする場合 ア 3月以内の期間 を限って営む営業</p> | [略] | <p><u>15,000円</u> (営業所に設置する遊技機に認定を受けない遊技機(以下この表において「<u>未認定遊技機</u>」という。)があるときは、<u>2,800円</u>(<u>検定を受けた型式の未認定遊技機以外の未認定遊技機</u>(以下この表において「<u>特定未認定遊技機</u>」という。)がある場合にあっては、<u>5,600円</u>に当該特定未認定遊技機の型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに知事が別に定める額を加算した額)</p> |
| <p>イ その他の営業</p> | [略] | <p><u>27,000円</u></p> | <p>イ その他の営業</p> | [略] | <p><u>25,000円</u></p> |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| | | (営業所に設置する遊技機に認定を受けない遊技機があるときは、遊技機1台ごとに知事が別に定める額を加算した額) | |
| (2) ぱちんこ屋又は政令第7条の営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 | | | |
| ア 3月以内の期間を限って営む営業 | [略] | 15,000円 | |
| イ その他の営業 | [略] | 27,000円 | |
| [略] | | | |
| 9 法第20条第2項の遊技機の認定 | | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| | | (営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるときは、2,800円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機の型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに知事が別に定める額を加算した額) | |
| (2) ぱちんこ屋又は政令第7条の営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合 | | | |
| ア 3月以内の期間を限って営む営業 | [略] | 14,000円 | |
| イ その他の営業 | [略] | 24,000円 | |
| [略] | | | |
| 9 法第20条第2項の遊技機の認定 | | | |

| | | | | | |
|---|-----|--|---|-----|---|
| <p>(1) 法第20条第5項の指定試験機関が行う試験を受けた遊技機の認定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>2,700円</u></p> | <p>(1) 法第20条第5項の指定試験機関が行う<u>認定に必要な試験</u>（以下「<u>遊技機試験</u>」という。）を受けた遊技機の認定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>2,200円</u></p> |
| <p>(2) 法第20条第4項の検定を受けた型式の遊技機の認定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>2,720円</u></p> | <p>(2) 法第20条第4項の検定を受けた型式の遊技機（<u>遊技機試験を受けたものを除く。</u>）の認定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>4,340円</u></p> |
| <p>(3) (1)又は(2)に掲げる遊技機以外の遊技機の認定</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>31,700円</u></p> | <p>(3) (1)又は(2)に掲げる遊技機以外の遊技機の認定</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>35,000円</u></p> |
| <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 入賞を容易にするための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）で定めるもの（以下「<u>特定装置</u>」という。）が設けられてい</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>8,200円</u></p> | <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 入賞を容易にするための装置であって遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）で定めるもの（以下「<u>特定装置</u>」という。）が設けられてい</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>16,300円</u></p> |

| | | | | |
|--|---|--|---|--|
| <p>るもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> | | <p>るもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> | | |
| <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>24,700円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>8,200円</u></p> | <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>29,000円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>16,300円</u></p> | |
| <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機 1台 <u>5,900円</u></p> | <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機 1台 <u>14,400円</u></p> | |
| <p>イ 回胴式遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>59,700円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>14,700円</u></p> | <p>イ 回胴式遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>59,000円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>23,000円</u></p> | |
| <p>ウ アレンジボール遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> | <p>ウ アレンジボール遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> | |

| | | | | | | | |
|---|-----------------------|---|--|--|-----------------------|--|--|
| <p>エ ジャン球遊技機</p> <p>オ <u>アからエ</u>に掲げる遊技機以外の遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>[略]</p> | <p>1台 <u>30,700円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>10,800円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> <p>1台 <u>30,700円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>10,800円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> <p>1台 <u>24,700円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>3,680円</u></p> | | <p>エ ジャン球遊技機</p> <p>オ <u>アからエ</u>までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> | <p>[略]</p> <p>[略]</p> | <p>1台 <u>35,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>19,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> <p>1台 <u>35,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>19,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの）</p> <p>1台 <u>29,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> <p>1台 <u>12,600円</u></p> | |
| <p>10 法第20条第4項の遊技機の型式検定</p> <p>(1) 指定試験機関が行う試験を受けた型式の検定</p> | <p>[略]</p> | <p>遊技機</p> <p>1台 <u>6,300円</u></p> | | <p>10 法第20条第4項の遊技機の型式の検定</p> <p>(1) 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この表において「型式試験」と</p> | <p>[略]</p> | <p>遊技機</p> <p>1台 <u>3,900円</u></p> | |

| | | | | | |
|---|-----|---|---|-----|---|
| <p>(2) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（<u>指定試験機関が行う試験</u>を受けたものを除く。）の検定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>18,000円</u></p> | <p>いう。)を受けた型式の検定</p> | [略] | <p>遊技機 1台 <u>6,300円</u></p> |
| <p>(3) (1)又は(2)の型式以外の型式の検定</p> | | | <p>(3) (1)又は(2)の型式以外の型式の検定</p> | | |
| <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,530,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>296,000円</u></p> | <p>ア ぱちんこ遊技機 (ア) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,435,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>438,000円</u></p> |
| <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,141,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> | <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(ア)に掲げるものを除く。）</p> | [略] | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,128,000円</u> 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの）</p> |

| | | | | | | | |
|-----------|-----|---------------------------------|--|-----------|-----|---------------------------------|--|
| | | 1台 <u>296,000円</u> | | | | 1台 <u>438,000円</u> | |
| (ウ) (ア)又は | [略] | 遊技機 | | (ウ) (ア)又は | [略] | 遊技機 | |
| (イ)に掲げるも | | 1台 <u>174,000円</u> | | (イ)に掲げるも | | 1台 <u>338,000円</u> | |
| の以外のもの | | | | の以外のもの | | | |
| イ 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | | イ 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | |
| | | 1台 <u>1,816,000円</u> | | | | 1台 <u>1,621,000円</u> | |
| | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | | | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | |
| | | 1台 <u>399,000円</u> | | | | 1台 <u>479,000円</u> | |
| ウ アレンジボール | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | | ウ アレンジボール | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | |
| 遊技機 | | 1台 <u>1,193,000円</u> | | 遊技機 | | 1台 <u>1,148,000円</u> | |
| | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | | | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | |
| | | 1台 <u>349,000円</u> | | | | 1台 <u>482,000円</u> | |
| エ じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | | エ じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵するもの) | |
| | | 1台 <u>1,192,000円</u> | | | | 1台 <u>1,147,000円</u> | |
| | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | | | | 遊技機 (マイクロ プロセッサを内 蔵しないもの) | |

| | | | |
|--|-----|--|---|
| | | 1台 <u>348,000円</u> | |
| 11 法第20条第5項の遊技機試験 | | | |
| (1) ぱちんこ遊技機 | | | |
| ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>32,300円</u> | <u>財団法人保安電子通信技術協会（昭和57年5月1日に財団法人保安電子通信技術協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>8,100円</u> | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> |
| イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。） | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>25,300円</u> | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>8,100円</u> | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> |

| | | | |
|--|-----|---|---------------------|
| | | 1台 <u>481,000円</u> | |
| 11 法第20条第5項の遊技機試験 | | | |
| (1) ぱちんこ遊技機 | | | |
| ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。） | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>43,300円</u> | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>23,100円</u> | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。） | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>36,300円</u> | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>23,000円</u> | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|--------------------------------------|-----------------------|-------------------|-----|--------------------------------------|---------------------|
| ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの | [略] | 遊技機 1台 5,700円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの | [略] | 遊技機 1台 21,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (2) 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 62,300円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (2) 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 68,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 15,300円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 30,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (3) アレンジボール遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 31,300円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (3) アレンジボール遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 42,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 10,800円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 26,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (4) じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 31,300円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (4) じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 42,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 10,800円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 26,300円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |

| | | | | | | | |
|---|-----------------------|---|---|---|-----------------------|---|---|
| <p>(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> | <p>[略]</p> | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>25,300円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>3,300円</u></p> | <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> | <p>(5) (1)から(4)までに掲げる遊技機以外の遊技機</p> | <p>[略]</p> | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>36,300円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>19,100円</u></p> | <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> |
| <p>12 法第20条第5項の型式試験</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> | <p>[略]</p> <p>[略]</p> | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,524,200円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>290,200円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,135,200円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>290,200円</u></p> | <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> <p><u>財団法人保安電子通信技術協会</u></p> | <p>12 法第20条第5項の型式試験</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>イ 特定装置が設けられているもの（アに掲げるものを除く。）</p> | <p>[略]</p> <p>[略]</p> | <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,442,000円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>445,000円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 <u>1,135,000円</u></p> <p>遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 <u>445,000円</u></p> | <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> <p><u>一般財団法人保安通信協会</u></p> |

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|--|-----------------------|-------------------|-----|--|---------------------|
| ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの | [略] | 遊技機 1台 168,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの | [略] | 遊技機 1台 345,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (2) 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,810,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (2) 回胴式遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,628,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 393,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 486,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (3) アレンジボール遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,187,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (3) アレンジボール遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,155,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 343,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 489,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| (4) じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,186,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | (4) じゃん球遊技機 | [略] | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵するもの） 1台 1,154,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |
| | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 342,200円 | <u>財団法人保安電子通信技術協会</u> | | | 遊技機（マイクロプロセッサを内蔵しないもの） 1台 488,000円 | <u>一般財団法人保安通信協会</u> |

| | | | |
|------------------------------------|-----|--|--|
| 13 法第20条第10項の遊技機において準用する法第9条第1項の承認 | [略] | <u>遊技機</u> <u>1台 3,400円</u> (承認を受けようとする遊技機に <u>認定を受けない遊技機</u> があるときは、 <u>3,400円</u> に、 <u>認定を受けた遊技機以外</u> の遊技機1台ごとに知事が別に定める額を加算した額)) | |
| [略] | | | |

備考1・2 [略]

3 遊技機の認定を受けようとする者が同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る認定の手数料の額は、それぞれ9の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

4 遊技機試験を受けようとする者が同時に他の遊技機について遊

| | | | |
|--------------------------------|-----|---|--|
| 13 法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認 | [略] | <u>2,400円</u> (承認を受けようとする遊技機に <u>未認定遊技機</u> があるときは、 <u>5,200円</u> (特定未認定遊技機がある場合にあっては、 <u>8,000円</u> に当該特定未認定遊技機の型式の数を2,400円に乘じて得た額を加算した額)に、 <u>未認定遊技機1台ごと</u> に知事が別に定める額を加算した額) | |
| [略] | | | |

備考1・2 [略]

3 遊技機の認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式の他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る認定の手数料の額は、9の項の金額の欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあっては零円とし、同項の(2)の場合にあっては40円とし、同項の(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

4 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る

技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験の手数料の額は、それぞれ11の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

遊技機と同一の型式の他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機試験の手数料の額は、それぞれ11の項の金額の欄に定める額から知事が別に定める額を減じた額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。